

高齢者の虐待を防止するための指針

有限会社アイケアーサービス青梅

(令和6年3月)

1 高齢者に対する虐待の防止に関する基本的考え方

有限会社アイケアサービス青梅 居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）は、高齢者に対する虐待が人権侵害であることを認識し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の理念に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を定め、すべての従業員は高齢者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努めるものとする。

2 虐待の定義

この指針において虐待とは次の行為をいう。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止検討委員会

事業所は、高齢者虐待の防止及び早期発見に組織的に対応するため虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、虐待の防止、虐待発生時の対応及び組織等について定める。

(1) 委員会の委員長は、事業所の管理者が努めるものとする。

(2) 虐待の直接の対応は、事業所の介護支援専門員が努めるものとする。

(3) 委員会の委員は、事業所の従業員で構成し、必要に応じて他事業所の従業員が参加できるものとする。

(4) 委員会は、毎年度1回以上、委員長の招集により開催するほか虐待発生の都度、開催する。

(5) 委員会の検討事項は次のとおりとする。

ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。

イ 虐待防止のための指針の整備に関すること。

- ウ 虐待防止のための従業員研修の内容に関すること。
- エ 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- オ 従業員が虐待等を発見した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4 虐待防止のための従業員研修に関する基本方針

- (1) 従業員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待の防止の徹底を図るものとし、すくなくとも年1回以上実施し、研修内容、参加者及び実施内容について記録する。
- (2) 研修への参加は、事業所の従業員に限定せず他事業所における虐待対応担当者も対象とすることができる。

5 虐待等が発生した場合の対応方法

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに事業所内で共有し、必要に応じて事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、速やかに市へ報告するとともに、市関係部署及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 虐待等が利用者の居宅において発生した場合は、速やかに事業所内で情報共有し、解決に努めるものとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等に気付いた従業員は、事業所管理者に報告し、速やかな解決につなげられるよう努める。
- (3) 利用者の居宅における高齢者虐待は、外部から把握されにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (4) 利用者の居宅において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。
- (5) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関等に説明を行う。
- (6) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」及び「東京都高齢者虐待対応マニュアル（平成18年東京都福祉保健局）」に沿って対応する。

7 成年後見制度の利用促進に関すること

利用者及びその家族等から成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて青梅市社会福祉協議会内の成年後見制度促進機関を案内する等の支援を行うものとする。

8 虐待に係る苦情解決

- (1) 虐待等の苦情相談については、相談窓口寄せられた内容の個人情報の取扱に留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (2) 虐待等の発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。
- (3) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反にとらわれることはない

9 本指針の公表

本指針は関係機関が閲覧できるよう当事業所ホームページに掲載する。

10 その他虐待等の防止推進のために必要な事項

- (1) 虐待防止のための内部研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関するが外部研修等には積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。
- (2) その他、高齢者の虐待防止に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

附 則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。